



松本市波田商工会

事務局だより

令和2年2月発行

No. 2

TEL:0263-92-2246

FAX:0263-92-5999

速報

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について

報道等でご存じの方も多いかとは存じますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限（※）について、**令和2年4月16日（木）**まで延長されることになりました。これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税：5月16日、消費税：5月19日に延長されました。

速報

決算個別指導日の変更について

上記のとおり、個人の確定申告期限が延長されたことに伴い、当商工会と波田青色申告会の共催の派遣税理士による個別決算指導についても、税理士会との調整のうえ、日程を変更する予定です。日程が決まり次第お知らせいたします。⇒3月24日10時～4時に決定しました。

長野労働局・労働基準監督署からのお知らせ

働き方改革の一環で2020年4月から下記の2点が施行されます。

①時間外労働の上限規制が「中小企業にも」導入されます。

時間外労働時間の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）、年720時間が限度となります。

②正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます。

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。（同一労働同一賃金の原則化）

（中小企業は2021年4月1日からの施工となります）

※詳細は・・・

【厚生労働省 HP 特設コーナー「働き方改革の実現へ向けて」】

[HTTPS://WWW.MHLW.GO.JP/STF/SEISAKUNITSUITE/BUNYA/0000148322.HTML](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html)

をご覧ください

【長野県働き方改革推進支援センター】

（電話：0800-800-3028）にご相談ください

